

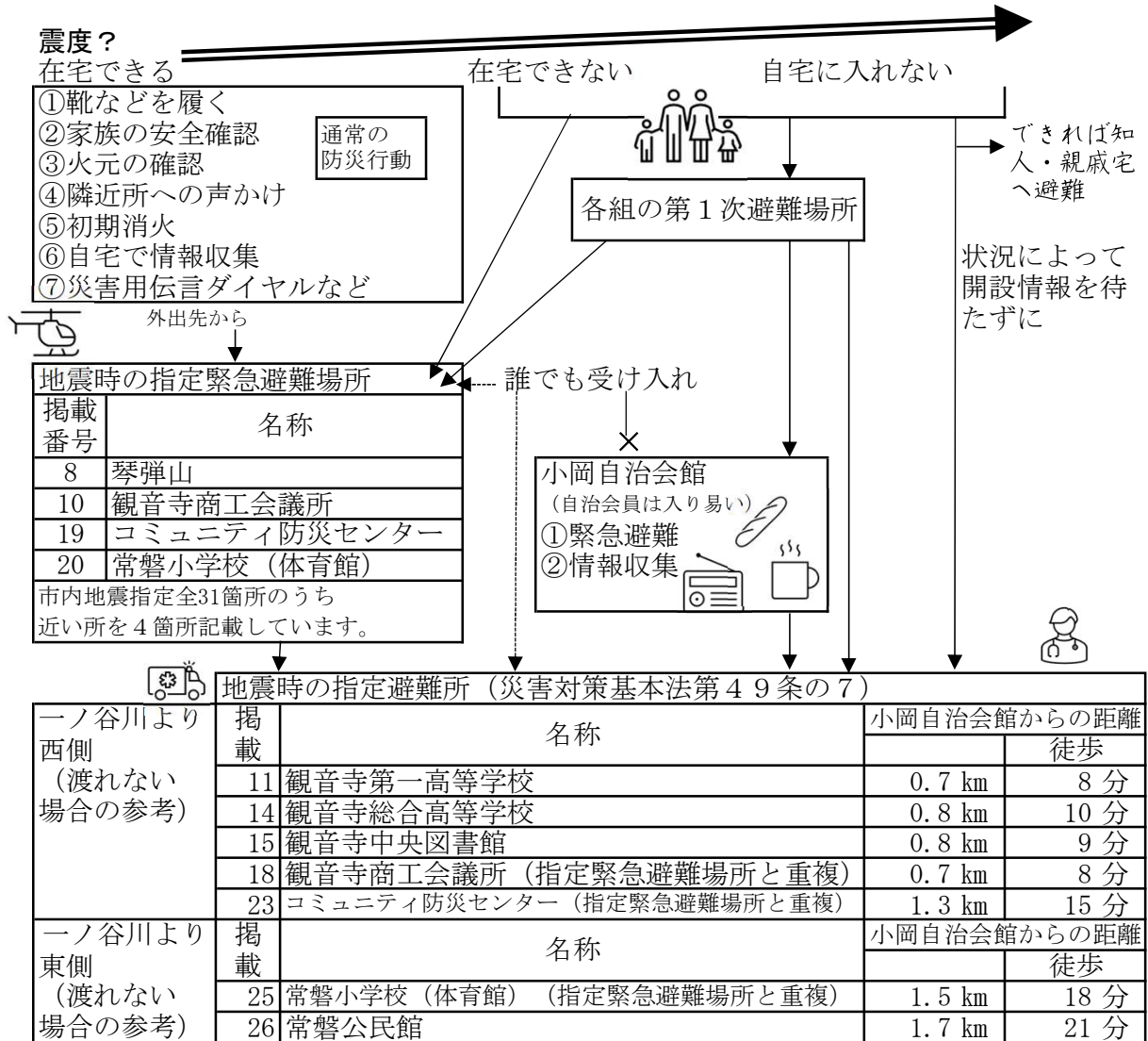
「お知らせ」令和3年第1号

これは、大地震の場合に限り、かつ自主防災を超える時の記事です。

小岡自治会
三役会

あらかじめ考えておきましょう どこに避難？

南海トラフ→小岡の震度「6強」 中央構造線→小岡の震度→「7」



市内地震指定全59箇所+福祉避難所18箇所

上記がすべて開設されるとは限りません。発災後1日程度で開設を決めその情報が知らされます。

市町村長による「指定緊急避難場所」と「指定避難所」の指定制度が平成26年4月から施行されています。

「指定緊急避難場所」とは、災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所です。災害の種類別に指定されていて、その災害に対応している指定緊急避難場所に避難します。例えば、大地震が発生した場合、小岡に近いところでは上記の8・10・19・20番が指定されていますので、安全ルートを確認していずれかに緊急避難します。

「指定避難所」とは、災害の危険性があり避難した住民等が、災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的に滞在することを目的とした施設です。被災者の支援拠点にもなりますので、多数の避難者が集中すると想われます。発災直後から概ね1日程度の期間を「開設期」と定め、避難所管理運営責任者が選任され、避難者が利用可能なエリア設定が行われます。（以上、観音寺市HP・国交省国土地理院HP・26年3月香川県避難所管理運営指針より）

小岡の皆さんへのこの「ご案内」は、巨大地震の厳しいケースに絞って記載しています。緊急避難場所のみで終息するような軽さを望みますが、想定震度のおり揺れると、南海トラフ避難者は、観音寺市内避難所に13000人、市内避難所外に8700人を想定するほどになります（市HP）。加えて、30年以内発生確率も70～80%に上がりました。その時、どうやって自分と家族を守るか、隣近所と相談してもピン！とくるよう、知識を得て、あらかじめ考え話し合っておくことが大切です。

（記載データは2021.3.25時点で公表済のもの）

（以上 調査・記載者 横山禎三）